

技術指導契約書

●●●●株式会社（以下「甲」という。）と学校法人中央大学（以下「乙」という。）は、次の各条によって技術指導契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（技術指導の題目等）

乙は甲に対して、次の技術指導（以下「本技術指導」という。）を実施するものとする。

（1）技術指導の題目



（2）技術指導の目的・内容



※3行程度を目安にご記入ください。

（3）甲の委託担当者及び乙の技術指導担当者

別表1のとおりとする。

（4）技術指導の期間

202●年●月●日から 202●年●月●日まで

第2条（技術指導経費）

- 1 甲は、乙に対して、本技術指導経費として 円（内訳は別表2のとおり）を負担するものとする。
- 2 甲は、前項に規定する技術指導経費を、本契約締結後、乙の指定する期限までに乙の指定する銀行口座への振込みによって納付するものとし、振込み手数料は甲の負担とする。

第3条（技術指導の方法）

- 1 本技術指導は、1回につき2時間、2ヶ月に1回を原則とし、甲乙協議のうえ日時の指定を行うものとする。
- 2 本技術指導は、別表1に掲げる乙の本技術指導担当者の所在地にて行うことを原則とする。
- 3 前項の定めにかかわらず、甲乙合意の場合に限り、本技術指導担当者の派遣による技術指導ができる。ただし、甲は別表3に基づき算出される、本技術指導担当者の派遣にかかる旅費、諸経費（日当）、宿泊費を負担するものとする。
- 4 前項の定めに従い、派遣による技術指導終了後、乙は、甲に対して別表3に定める費用の請求を書面にて行うものとし、甲は、請求書受領後乙の指定する期限までに乙の指定する銀行口座への振込みによって納付するものとし、振込みにかかる手数料は甲の負担とする。

第4条（技術指導の中止又は期間の延長）

本技術指導を途中で中止しようとするとき、又は延長しようとするときは、甲乙協議の上決定するものとし、いずれかが一方的にこれを行うことはできないものとする。

第5条（秘密の保持）

- 1 甲及び乙は、本技術指導の実施に当たり、秘匿を要する情報（以下「秘密情報」という。）を相手方を開示する際は、秘密である旨を明示した上で開示するものとし、受領者はその責任において秘密情報として管理するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の規定により開示された秘密情報を、相手方の承諾を得ることなく、別表1の研究担当者以外に開示してはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する場合には、必要最小限の情報に限り、相手方の承諾を得ることなく受領者の責において開示することができるものとする。ただし、開示の際に、相手方から特に指定された情報については、この限りではない。
 - (1) 本技術指導に關係する甲乙の役員、従業員に開示する場合
 - (2) 乙の教育研究的な、乙の担当者による学内討論及び学内発表のために開示する場合
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に定める情報は本契約における秘密情報として取り扱わないものとする。
 - (1) 開示のときに、既に公知であった情報
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報
 - (3) 開示のときに、既に被開示者が秘密保持義務を負うことなく保有していたことを立証できる情報
 - (4) 開示後、被開示者が、秘密保持義務を負うことなく正当な権原を有する第三者から入手した情報
 - (5) 被開示者が、秘密情報とは無関係に、独自に開発した情報
- 4 甲及び乙は、相手方の秘密情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく本技術指導以外の目的の為に用いてはならない。

第6条（知的財産権の出願、帰属等）

- 1 乙は、本技術指導に先立ち、乙が所有する知的財産権及びそれらを受ける権利（以下総称して「知的財産権」という。）を本技術指導に応用しようとするときは、速やかに甲に連絡し、その取扱いについて協議する。
- 2 甲及び乙は、本技術指導の実施の結果、発明、考案、意匠の創作、コンピュータプログラムその他の著作物及び技術上のノウハウ（以下総称して「発明等」という。）が生じた場合には、速やかに相互に通知し、その取扱いについて協議する。
- 3 甲は、乙が行った指導内容については、知的財産権を除きこれを自由に実施できる。
- 4 乙は、前項に基づく甲の実施により、第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、その侵害について、一切の責を負わない。但し、乙の故意による場合は、その限りではない。

第7条（ノウハウの指定）

- 1 甲及び乙は、本技術指導の実施による研究成果のうちノウハウに該当するものについては、甲乙協議の上、書面にて速やかに指定するものとする。
- 2 ノウハウの指定に当たっては、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を定め、これを明示するものとする。

第8条（研究成果の発表等）

- 1 甲及び乙は、本技術指導の開始後、その研究成果について、第5条に規定する秘密保持の義務を遵守した上で発表又は公開すること（以下「研究成果の発表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の発表等の前に知的財産権の出願等、権利化の措置を行うことを原則とする。
- 2 甲及び乙は、研究成果の発表等を行う前にその内容を書面にて相手方に通知し、同意を得なければならない。

第9条（契約の解除）

- 1 乙は、甲が第2条「技術指導経費」に規定する技術指導経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、次の各号いずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとし、解除を行った当事者に損害が生じた場合は、解除を受けた当事者に対して第2条に定める技術指導経費の金額を上限として当該損害の賠償を求めることができる。
 - (1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - (2) 相手方が本契約に違反したとき

第10条（契約の有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、第1条（4）に定める本技術指導の期間に同一とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条「秘密の保持」及び第8条「研究成果の発表等」の規定は本契約失効後2年間、第6条「知的財産権の出願、帰属等」の規定は、当該知的財産権の存続期間中有効とする。

第11条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して、本契約を締結する者でないこと。
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
- 2 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。
- (1) 前項第一号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - (2) 前項第二号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第三号の確約に反する行為をした場合
- 3 甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

第 12 条（輸出管理）

甲及び乙は、本契約において秘密情報に該当するか否かに係わらず、相手方から受領したいかなる情報及び本研究により創造された情報について輸出、または提供する場合には、外国為替及び外国貿易法及びこれに関連して適用される一切の法律、規則に従い適切な措置を講じるものとする。

第 13 条（協議）

本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

第 14 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

202●年●●月●●日

甲 【住所】
【企業名】
【締結者職名】 【締結者氏名】

乙 ※本学の受入機関代表者を記入します。
【住所】
【企業名】
【締結者職名】 【締結者氏名】

別表 1

	担当者氏名	所属 職名
甲	●●●	
	連絡先 〒 TEL: - - - Email : @ .	
乙	●● ●●	●● ●●
	連絡先 〒 TEL: - - - Email : @ .	

※代表者

別表 2

項目	金額
技術指導費用	円
一般管理費 (技術指導費用 × 10 %)	円
小計 (技術指導費用 + 一般管理費)	円
消費税等※ (小計 × 10 %)	円
合計 (小計 + 消費税等)	円

※消費税等 = 消費税及び地方消費税

別表 3

費用の種別	計算方法
旅費	担当者所在地を起点として派遣地までの往復旅費 (鉄道は普通車指定席を利用)
諸経費 (日当)	1 日あたり 4,500 円
宿泊費	1 泊あたり 13,600 円